

# 横浜弁護士会新聞

発行所  
横浜弁護士会  
横浜市中区  
日本大通9番地  
☎045-211-7707  
URL http://www.yokoben.or.jp/

## 理事者有償制実施へ 会名は横浜弁護士会を継続

### 臨時 総会

12月4日、神奈川県民ホール大ホールにて臨時総会が開催され、多数の会員が集まった。主要議案は理事者有償制、会名変更という重要案件に関するものであり、午後1時に始まった総会は、熱心な議論を経て、午後11時に終了した。この結果、理事者有償制については賛成多数で可決・承認され、会名変更については、理事者提案・動議いずれも否決された。

#### 第1号議案乃至 第5号議案について

これらは、横浜弁護士会会館規則一部改正等の議案であり、それぞれ議論されたが、いずれも賛成多数により可決された。

#### 第6号議案 理事者有償制に ついて

提案趣旨は、平成25年度から、「会長及び副会長に各々月額30万円の報酬を支給する」というものであり、提案理由につ

いて執行部から、9月28日に開催された会員集会での説明に沿った形で、①理事者の経済的負担が顕著であること、②副会長の立候補者が出にくい現状、③東京三会や大阪弁護士会ですでに同様の趣旨の制度が実施されていること、④当会会計状

況からすれば、財政的許容性があること、等が説明された。

臨時総会では、前執行部においては、法律援助事業の急激な拡大と法律相談センターの相談件数減少を主な原因として本会財政が大変厳しい状況にあるとの報告があったにも関わらず、現執行部においては有償制を実施するのは矛盾するのではないかと意見、最も純粋な業務と言ふべき理事者の業務が有償化するの

は、会務無償性の原則の観点から問題ではないかという意見、その他数々の意見が発表された。

また、有償制に賛成の立場の会員から、会長と副会長の支給額に差を設けるべき(会長について30万円、副会長について25万円)との修正動議が提出された。

活発な議論を経て、この議案は、修正動議については否決され、原議案については、賛成689票、反対325票、棄権82票で可決承認された。

#### 第7号議案 会名変更について

提案趣旨は、平成25年4月1日から、会名を「神奈川県弁護士会」に変更するということであり、

**新理事者就任披露懇親会のご案内**  
日時：平成25年4月1日(月) 18時から  
場所：ホテルニューグランド



横浜弁護士会は、神奈川県内に法律事務所を持つ弁護士全員が加入する法定団体です。

執行部から、9月28日に開催された会員集会での説明に沿った形で、①会館リニューアルが予定されている現在が好機であること、②各支部で活動する会員はもとより、本

部にも藤沢・大和などに事務所を置く会員が増えていること、③愛知県弁護士会等の状況を踏まえ、実態にあった会名変更を行うことが時代の流れであること、等が説明された。

臨時総会においては、賛成する立場、反対する立場から活発な意見が出された。

賛成する立場からは、実際に仕事をしていく中で横浜以外の事務所所在地と所属する弁護士会名とが異なることで顧客を獲得する機会を失っている現状があり、営業上の観点からも早急に変更するべきだという意見、地方自治体における法律相談業務を今後発展させていく観点からも会名は神奈川県全体を指すものにするべきであるという意見、会員数が増大し支部や横浜市外で活動する会員が増えている現状の中、弁護士会の求心力を維持するためには会員全体が帰属意識を持つべきであるという意見、その他多数の意見が発表された。

反対する立場からは、明治時代以来、横浜弁護士会という名前で継続してきた歴史や伝統を重んじるべきであるという意見、今回会名を変更する方向で執行部より若手会員に対し働きかけがあり手続的な公正さを欠くので反対するという意見、その他多数の意見が発表された。

また、会名変更賛成の立場から、執行部提案の「神奈川県弁護士会」は、弁護士会が神奈川県という地方公共団体の出先機関であるような印象を与えるので、「神奈川県弁護士会」とするべきであるという動議が提出された。

また、同じく、会名変更賛成の立場から、「神奈川県弁護士会」について採決され、賛成662票、反対402票、棄権2票で否決された。

さらに、「神奈川県弁護士会」について採決され、賛成684票、反対380票、棄権5票で否決され、当会の「横浜弁護士会」という呼称は今後も継続して使用されることが決定した。

最後に木村保夫会長が、当会の中で活発に議論された案件が手続的に決着をみたことで、今後どの立場の会員もノースサイドとして、会の発展に協力してほしいと述べ、今回の臨時総会は終了した。

以上、執行部提案から最も遠い案である「かながわ弁護士会」について採決され、賛成394票、反対633票、棄権14票で否決された。

以上、執行部提案から最も遠い案である「かながわ弁護士会」について採決され、賛成394票、反対633票、棄権14票で否決された。

次に、「神奈川県弁護士会」について採決され、賛成662票、反対402票、棄権2票で否決された。

さらに、「神奈川県弁護士会」について採決され、賛成684票、反対380票、棄権5票で否決され、当会の「横浜弁護士会」という呼称は今後も継続して使用されることが決定した。

最後に木村保夫会長が、当会の中で活発に議論された案件が手続的に決着をみたことで、今後どの立場の会員もノースサイドとして、会の発展に協力してほしいと述べ、今回の臨時総会は終了した。

### 山ゆり

今年1月、築地の初競りで大間の鮪1本に1億数千円の値がついた。宣伝効果狙いとの見方もあるが、それにしても途方もない数字である▼四季の移ろいが豊かな自然を感じさせてくれる我が国では初物を珍重する気分・文化が醸成されてきたように思う。「初」とか「走り」とか言われると新鮮な味わいを連想するし、例えば初鰹と聞けばつい食べたくなるから不思議なものである▼ところで昨年12月、私は横浜地方裁判所横須賀支部での弁論に出頭した。この時書記官から、新装になった支部庁舎での第一号事件だと聞いた。いつもは緊張感のある法廷も、この日は和やかな雰囲気包まれた(ような気がした)。私も案外初物好きかもしれない▼外光が差し込む新庁舎は明るく、使い勝手も良さそうである▼ただ、弁護士になって丸4年、横須賀での事件を担当することが多かった私としては、旧庁舎の佇まいに辛かったことや嬉しかったことなどが重なり感慨を覚えるところである。裁判所からの海見える景色や坂道の桜並木は忘れることのできない思い出になるだろう。

(滝島 広子)



# 家事事件の 手続法の 施行

## 家事事件 が変わる!!

昨年12月14日、当会で、岩田眞横濱家庭裁判所部総括判事を講師として招き、「家事事件手続法の制定で家事事件はどう変わるか」をテーマとする講演会が開催された。本年1月から施行されている家事事件手続法は、昭和22年に制定されたまま基本的な改正が全くなされてこなかった家事審判法、家事審判規則を根本から見直したもので、これにより家事事件は大きく変わることになる。当会では昨年2月10日にも杉井静子日弁連家事法制委員会委員長を招いた研修会を開催したところであるが(同研修会については当会新聞2012年4月号に掲載)、家事事件手続法の施行時期が迫った段階で改めて開催されたものである。講演会は、申込者多数のため、横浜市開港記念会館講堂にて開催されるなど大盛況であった。その熱気に負けず、内容も、家事事件手続法制定の経緯やその理念といった基本的事項にはじまり、同法施行が調停運営に与える影響について、①調停申立ての段階、②調停実施の段階、③調停成立の3段階に分けて詳細に説明がなされたほか、同法施行が審判手続に与える影響や同法施行により導入される電話会議システムがどのような場合に利用できる見通しがあるかなど家裁の運用にかかわる事項についてまで説明がなされるなど、充実したものとなった。

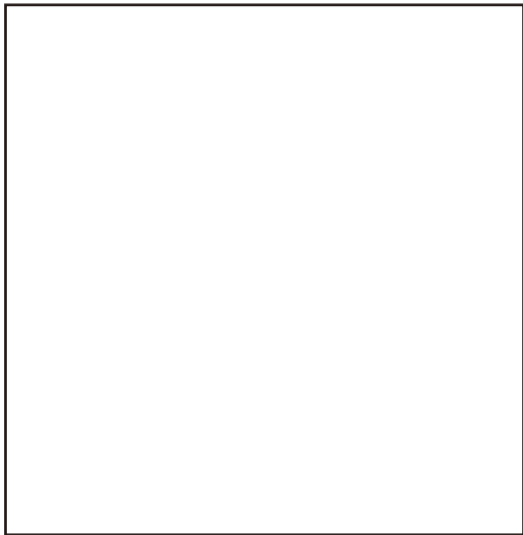
また、審判・調停の申立書の原則相手方への送付(同法67条・256条)、家事審判事件記録の閲覧・謄写が原則許可されること(同法47条)等、これまで以上にプライバシーに配慮する必要がある。このように同法施行は各会員の業務にも大きな影響を与えることが予想されることから、同法に精通することが求められる。審判日が定められるようになった(同法72条)ことにより、いつ審判が下されるか首を長くして待ったり、逆に年末の押し迫った時期に審判書を受領して即時抗告にあたふたしたりする必要がなくなる。

委員 種村 求  
運用委員会

### 難民に関する研修会 開催

# 難民認定実務について 熱い講義がなされる

昨年12月13日、当会・日本弁護士連合会・UNHCR(国連難民高等弁務官事務所)の共催で「難民認定実務について」基礎的な知識と具体的な事例からの検討」と題する研修会が開催された。講師は、日弁連人権擁護委員会難民認定問題特別部会所属の難民認定実務に詳しい、日弁連人権擁護委員 駒井 知念 先生(東京弁護士会)であった。難民認定実務は、とてもすれば日常の弁護士業務から遠いものと考えられがちだが、難民認定実務について、ケーススタディーの形式を採用することで、具体的に難民事件を扱うイメージを聴講者に与えながら、講義を進めた。講義の合い間に聴講者からの発言を促しながらの進行に、聴講者もどんどん引き込まれていくと共に、難波弁護士御自身が難民事件に取り組



また生々しい体験談には、皆が聞き入った。講義は、難民概念の基礎的な知識、日本の難民認定状況に関する統計、難民認定手続の紹介に止まらず、「難民性」に関する立証活動の実際や日弁連委託援助の利用方法にまで及び、難民認定実務を未経験の聴講者であっても、すぐに難民事件に取りかかれるよう、配慮された内容であった。難波弁護士は、終始、講師の熱意と真摯さに溢れ、2時間を超過して続行されたが、大半の聴講者は席を立つことを忘れ、夢中になって講師の話に聞き入った。もっとお話を聞いていたい、終わって欲しくないと思われる充実した研修会であった。

(会員 駒井 知念)

# 渉外業務処理の一層の取り組みを

## 日中法律家交流協会との共同セミナー開催

昨年12月7日、産業貿易センタービルにおいて、日中法律家交流協会との共同セミナーが開催された。これは同協会と当会国際交流委員会との今までのつながりから実現したものである。

日中法律家交流協会は、日本と中国の法律家・法学研究者の友好親善と相互交流を通じて、両国の法律文化の相互理解と法律制度の発展に寄与することを目的として1977年7月に設立された団体であり、顧問には元日弁連会長や元最高裁判事らが名を連ね、日本各地の弁護士が参加している団体である。

当日のセミナーでは、冒頭同協会理事長の鈴木 一郎弁護士(東京)の挨拶があり、その後専務理事の高木喜孝弁護士(東京)から「中国社会主義市場経済の法と制度の現況2012年」と題する講演がなされた。同弁護士は、2008年にも当会において「中国民事紛争処理の実務」というテーマで3回連続講演をしている。

今回は、中国がWTO加入を契機に進めた法整備について、物権法、公同法(会社法)、証券取引法を中心にその内容と執行状況について解説したもので、実務上大変役立つものであった。

続いて、協会の中堅、若手弁護士による経験報告があり、当会からは筆者が担当した。

者が当会の国際交流の今までの歴史と今後の展望について説明し、集まった協会所属の弁護士7名と当会会員27名が熱心に聞き入っていた。

セミナー終了後は中華街で懇親会が開催され、これにも多数の会員が出席した。

ところで、国際交流委員会は、当会が友好協定を結んでいる韓国京畿中央地方弁護士会及び中国上海市律師協会との交流行事、共同セミナーの開催など、諸外国との友好交流の窓口としての役割を果たしている。今年の秋横浜で開催予定の上海市律師協会との共同セミナーの準備も進めている。

社会のグローバル化が進む中、渉外問題に関する弁護士による法的サービス提供のニーズは、県内企業、市民から高まる一方である。諸外国との友好交流を大切にしながら、地元から強い要請のある渉外業務処理に当会及び会員が今まで以上に積極的に対応しなければならぬ時期に来ている。

もし、渉外事件を特殊な事案として遠巻きに見る目が残されているとすれば、それは早急に変えていかねばならない。今回のようなセミナーが、言葉の問題、法意識の差など業務遂行上の障壁を乗り越え、会員が渉外業務処理により一層取り組む機会になることを願っている。

(国際交流委員会 委員長 橋本 吉行)



# 分かりやすい 弁護士活動に向けて

## 裁判員裁判施行3年を振り返る

9回目になる裁判員裁判経験交流会が開催された。20通を超えるアンケート結果をもとに、11名の弁護士経験者が集まって議論を交わした。議論された内容を振り返りたい。

### 1 罪名の分布と起訴前の弁護活動

施行3年を経過した裁判員制度。裁判員の参加する刑事裁判に関する法律附則9条に基づく見直しもされているなか、昨年12月20日、当会にて第9回目になる裁判員裁判経験交流会が開催された。20通を超えるアンケート結果をもとに、11名の弁護士経験者が集まって議論を交わした。議論された内容を振り返りたい。

### 2 公判前整理手続について

打ち合わせ期日を含む整理手続期日は3回〜8回で、6回が最多だった。施行後3年を経過したこ

### 3 公判期日について

裁判員不選任請求の行使、特に性犯罪で女性を不選任とするかなどは評価が分かれた。結局印象等で決める他ないという意見が大勢であった。

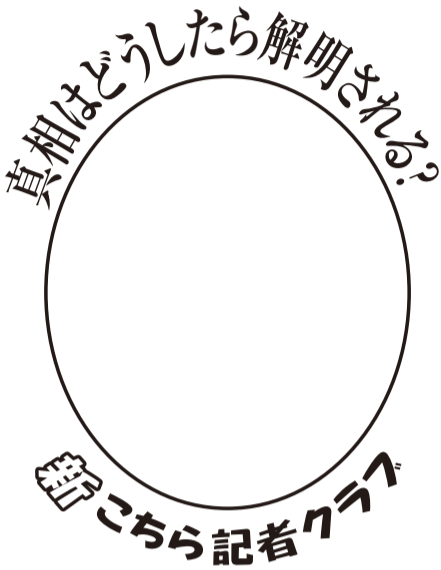
### 5 最後に

裁判員制度定着には市民の理解も不可欠である。弁護士として被告人の権利の擁護を第一に置きつつ、よりよい制度運用のための議論が求められる。

### 4 判決について

性犯罪は厳罰化したとの意見があった。また、保護観察付の判決も増えており、これを見越した弁論を行うべきか議論がなされた。

委員 伊藤 諭  
運営委員会



支局の仕事でやりがいを感じるのは、事件の発生から犯人検挙、初公判、判決という一連の流れを、自ら取材できるところにあると思っている。その中で被告人が法廷に入ってくる瞬間はいつも緊張感があり、新鮮な気持ちになる。

真相を知りたい一心で取材を進める。取材を続けてもわからないことは多いが、公判では、細かいディテールまで明らかにになり、取材に応じてもらえなかった遺族の悲しみ、怒りの声も直接聞くことができる。

その一方、被告人の心情だけは傍聴しても疑問が解けないことが多い。

告人に対する裁判員裁判は、のべ1000日間にもおよび、36回出廷した被告人は毎回異なる洋服を着ている。

被告人は、殺人について一貫して否認を続け、最終弁論では涙ながらに無罪を主張した。

2012年4月、1人の女性が死刑判決を受けた。首都圏で男性3人を殺害するなどの罪に問われた被

たことも話題になった。私も当時この事件取材に関わり、初公判や判決なども取材した。

先口、最高裁が公表した裁判員裁判に関する調査結果によると、死刑求刑事件で評議された時間は平均で30時間におよぶ、そして

真相を知りたいのは、市民の代表として選ばれた裁判員も同じだと思う。

この数年、裁判員制度や取り調べの録音・録画など司法・警察をとりまく状況は大きく変わっているが、これらの制度改革が少しでも真実が明らかに一端となるよう願う。

横浜支局  
滝澤 教子

## 最後の常議員？

会員 佐藤 光輝 (56期)

### 常議員会 の い ま

先日、衝撃を受けた。常議員会の議論の中で、発言ではないが、ある若手の先生が、私は常議員1回目だけど、最後の常議員であるという趣旨の発言をしていたのである。若手の先生にとつては、同期が数十人もいる中で、1度お勤めすれば終わりという感覚があるらしい。現実にも、輪番でまわしていけば、2度常議員を経験したら2度目が回ってくることはないのかもしれない。

しかしもったいない。これまでこのコラムで、多くの先生方が述べられていたように、常議員会の議論は面白いのである。そして大変勉強になるのである。しかも1回目の常議員は、比較的若手のうちに経験することが多いと思われ、このシステム、会則の位置づけなどもわからないままに参加させられ、発言も気後れすることが多々ある。1回目より、多少は会全体が見えるようになってきている2回目の方がより常議員会の面白さを体感できるのである。

前回の議論の中で興味を引いたのが、頭出しの

私は居酒屋で仲間の弁護士と戦わせるような議論しかできないが、今から手ぐすねを引いている。次回が楽しみである。

## 理事者会の風景

副会長 石井 誠

### 理事者室 だより

や理事者に関係資料とともに提出するが、配付資料は毎回数百ページに及ぶ。議事進行を担当する剣持筆頭副会長は、この配付資料を事務局長

うのは、弁護士会の長谷川事務局長や棟居事務局次長等をはじめとする事務局の優秀さである。1年しか執行部として関われない我々理事者では到底分らないような事項を、彼らは生き字引としての確に答え、必要なアドバイスをしてくれる。誠に頼もしい存在である。

と事前に検討し、時間をかけて検討すべきもの、簡単に終わらせるものを容赦なく峻別してくれる。おかげで理事者会は毎回テンポ良く進行し、

今期の理事者会はいよいよ終わるためか、会議中にお菓子を食べる者はあまりいない。そのかわり、理事者会終了後は、会長の一声で、会長お気に入りのいろいろなB級グルメの店に繰り出すことも度々あり、これも我々副会長にとつて

今期執行部の理事者会は、原則毎週火曜日午後1時から開催され、そこで当会の様々な重要事項が決定される。

議題は弁護士会事務局

て楽しみの一つである。



# 私の赤い



会員 野口 明

## 目標のサブスリーランナーの仲間入りを果たして



「健全な精神は健全な肉体から」との信念の下、軽い気持ちでジョギングを始めたつもりが、いつの間にかフルマラソン3時間切り(業界用語で「サブスリー」と言います)を目指して本格的に練習に取り組みようになっていました。

精神的・肉体的・業務的な負担を考慮して、フルマラソンの挑戦は年に1度、11月と決めており、そのためか、毎年冬の足音が聞こえてくる頃には、自然と、恐怖と期待の混在した、格別な緊張感が全身を支配するようになります。

これまでの私のフルマラソンの記録の変遷は、3時間26分(07年)、3時間20分(08年)、3時間11分(09年)、3時間

03分(10年)、2時間59分(11年)であり、一昨年11月に栃木県大田原市で開催された第24回大田原マラソンにおいて、たった3秒ではあります目録としてきたサブスリーランナーの仲間入りを果たしました。

ジョギングを始めた当初はサブスリーを達成しただけで満足していましたが、最近では、事務所の同僚弁護士と駅伝大会に出場するようになったこと、過去6年間落選が続いた東京マラソンに当選したこと、依頼者の方々からレースのご紹介や出走のお誘いを受けるようになったこと等の嬉しい事情により、事実上今後しばらく引退す

ることができなくなっている状況にあり、何だかんだ言いつつ、日付が変わる頃に、より高みを目指して、いつものジョギングコースをふらふらと走る日々が続いております。

## 新人弁護士奮闘記

去年12月の会長談話で、OJTを受ける機会の乏しい状態で就業している新人弁護士が増えていくと書いてあった。一瞬ドキッとするとともに自戒した。そう、私は「即独」だからである。このトピックが法曹界で話題になっている中で、私の

奮闘ぶりを紹介するのは面白いかもしれない。勤務か、独立か、まさに弁護士にとって転機である。即独ともなれば一世一代の大勝負。でも私はどちらかというと大勝たのは「報酬」だ。報酬基準に当てはめにくい事件があったり、仕事量の均衡をうまくとるのが難しい。現在も改良が必要な点である。苦勞もある一方で自分の決断で行

奮闘ぶりを紹介するのは面白いかもしれない。勤務か、独立か、まさに弁護士にとって転機である。即独ともなれば一世一代の大勝負。でも私はどちらかというと大勝たのは「報酬」だ。報酬基準に当てはめにくい事件があったり、仕事量の均衡をうまくとるのが難しい。現在も改良が必要な点である。苦勞もある一方で自分の決断で行

悩むことも多くあったと思うが、それを乗り越えた先にある充実感、達成感ですぐに忘れてしまふ。今思うと私の事務所は法律事務所の運営の仕方など全く知らない素人集団である。だが、何も知らないからこそ利用者が一番喜ぶことは何か、弁護士として大事なことは何かを事務所が一丸となつて考えてきた。

まだまだ試練は多くあると思うが、これを守り信念をもって大胆に進めば大丈夫だと確信している。即独という折角の機会に恵まれたので今までもない面白い事務所を作りあげていきたい。

## 『即独奮闘記』 今までにない事務所を目指して

新63期 会員 岡本 将太

負は嫌いでない。むしろ好きかもしれない。ただし、悔いのない勝負にするため全力で考え抜いて計画した。

即独の最大の課題は弁護士としての経験ゼロ、

通っていた塾の塾長に隠居中だったのを無理矢理経営面での参謀になってもらった。

このような陣容のもとスタートして2年近くに

動ける自由を満喫できている。地元開業であるため、通勤や現場、依頼者のところへ自転車移動するのでちよつとした運動となりよい気分転換になっている。

なるが、よく頭を悩ませ

## 優勝は(見事)グロス74の 井上雅彦会員!

昨年12月20日、横浜法曹ゴルフ会の忘年例会が磯子カンツリークラブで開催された。忘年例会は常議員会議長杯を兼ねており、飯田直久常議員会議長から寄贈された優勝トロフィーをかけての戦いとなる。

実際に1年を通じて最多の22名の会員が参加し、新ペリア方式で勝負が行われた。新ペリア方式の場合、最後の成績発表まで優勝の行方が分からない。とはいえ、グロスの打数が少なかった選手が有利であることは間違いない。本年は、そういった意味では順当な結果となり、グロス74で回った井上雅彦会員が優勝し、見事常議員会議長杯を獲得した。グロス74というのは、トップアマであり、井上会員の實力には脱帽である。

2位はグロス90で回った成田

信生会員。新ペリアが見事はまり2位入賞となった。3位は、グロス91で回った昨年優勝の大橋俊二会員。忘年ゴルフに比類なき強さを発揮した。入賞の商品は磯子カンツリークラブ名物の焼売やタルトであり、優勝以外に、ベスグロ、ニアピン、ドラコンも取得した井上会員の下には、ドル箱のように焼売等が積み重なっていった。また、新法曹ゴルフから参加いただいた堤浩一郎会員が、自己ベストスコアを更新するという喜ばしいこともあり、パーティは終わりを見せないほどの大盛況となった。法曹ゴルフは、老若男女を問わずゴルフ大好き人間の集まりです。ゴルフに興味のある若手会員の方、是非とも一度足を運んでみてください。参加希望者は、お気軽に本年度幹事の渡邊寛一会員宛にご連絡ください。

法曹ゴルフメンバー勢ぞろい



常議員会議長杯を受け取る井上会員(向かって右)

## 編集後記

最近韓国との外交関係が難しくなっています。が、古代朝鮮から始まった私の文庫本韓国歴史の旅も、ようやく近代に入りました。

歴史を踏まえた将来への冷静な見通しこそ大事

としたいと思います。是非とも続編を期待したい。

- デスク 國村 武司
- 記者 山田 一誠
- 滝島 広子
- 糸井 淳一
- 長谷川 篤司
- 市川 統子
- 勝俣 豪
- 常磐 重雄